

憲法判例は歴史を変える—アメリカ社会と合衆国最高裁判所

概要

1788年に制定されたアメリカ合衆国憲法は、現在、効力を持っている世界最古の憲法とされています。つまり、アメリカという大国は、200年以上も前に制定された憲法によって今なお国家を運営しているのです。社会が劇的に変化する中で、それが可能なのはなぜなのでしょう。その最大の秘訣は、司法審査制にあります。本公開講座では、合衆国最高裁判所の最近の判決を取り上げて、現代のアメリカ社会が司法部によってどのように形作られているか、ひいては、アメリカ立憲主義がいかに支えられてきたのかをわかりやすく解説します。



ペンシルヴェニア州ゲティスバーグにて（2012年3月）

目次

はじめに

I アメリカ合衆国憲法と憲法史概観

II 合衆国最高裁判所と裁判官

III ロバーツ・コートの最近の判決—同性婚判決を中心に

おわりに

資料集

はじめに

- ・本講演の概要
- ・「アメリカ語り」の意義と限界
- ・アメリカ立憲主義の精髓は司法審査制にある

## I アメリカ合衆国憲法と憲法史概観

### A 合衆国憲法成立史

#### 1 略年表

- 1776 年大陸会議、独立宣言採択
- 1778 年大陸会議、連合規約発議
- 1781 年連合規約、13 邦の承認により発効
- 1783 年パリ条約、合衆国の独立を正式に承認
- 1787 年フィラデルフィア憲法制定会議、合衆国憲法発議
- 1788 年合衆国憲法、9 邦の承認により発効
- 1789 年ジョージ・ワシントン、初代大統領として就任
  - 第 1 回合衆国議会開会、連邦裁判所を設立、
  - 合衆国議会、権利章典発議
  - ジョン・ジェイ、初代最高裁判所長官に指名
- 1791 年権利章典、州の承認により発効

#### 2 論点

- ・なぜ諸邦は、1787 年に新しい憲法を採択する必要があると考えたか
  - ・合衆国憲法が改善すると考えられた問題は何か
  - ・合衆国憲法が対応した基礎理論は何か
  - ・マディソニアン共和主義と現代の立憲主義
- もともとの憲法構造へのコミットメントを現代の統治に適応させる試み

### B 特質

#### 1 形式と性質

- (1) 成文法
- (2) 硬性

#### 2 第 5 条

- ・発議と承認の方法

Cf. 全 27 箇条の分類（川岸令和「合衆国憲法修正過程—可変性と安定性の間に」全国憲法

研究会編『憲法改正問題』250頁（日本評論社、2005年）

- ①制憲期論争の反映…修1～10（1791年）、修11（1795年）、修12（1804年）、修27（1992年）
- ②再建期の思想の表明…修13（1865年）、修14（1868年）、修15（1870年）
- ③革新主義時代…修16、修17（1913年）、修18（1919年）、修19（1920年）
- ④1933年…修20、修21
- ⑤大統領や投票権に関する政治運営の基本…修22（1951年）、修23（1961年）、修24（1964年）、修25（1967年）、修26（1971年）

### 3 内容

前文、第1条連邦議会、第2条大統領、第3条連邦司法部、第4条連邦制、第5条憲法修正、第6条最高法規、第7条発効、修正条項（修正第1条～第27条）

- (1) もともとの憲法と権利章典（修正第1条～第10条）
- (2) 連邦制
- (3) 権力分立
- (4) 人民の権利保障

### C 憲法史の展開

#### 1 独立革命から権利章典まで

- ・権利章典の追加

#### 2 建国初期

- ・司法審査制の確立 *Marbury v. Madison* (1803)、連邦政府の権限の漸進的拡大、既得権保護の理論

#### 3 奴隷制をめぐる危機と南北戦争

- ・奴隷制 *Dred Scott v. Sandford* (1857)、再建議会と「南北戦争修正」

#### 4 19世紀後半と現代国家の発展

- ・産業国家、レッセ・フェールと経済的実体的デュー・プロセス *Lochner v. New York* (1905)

#### 5 ニュー・ディールの危機と新しい憲法体制

- ・ニュー・ディール政策、最高裁抱き込み計画、「憲法革命」、二重の基準、権利章典の編入、平等保護 *Brown v. Board of Education* (1954)、刑事法革命、修正1条、大統領権限の拡大と弾劾、実体的デュー・プロセスの復活 *Roe v. Wade* (1973)、司法審査と民主政

#### 6 レーガン革命から現在まで

- ・保守派の憲法理論、2000年大統領選挙、9・11と「テロとの戦い」

## II 合衆国最高裁判所と裁判官

### A 連邦制と司法制度

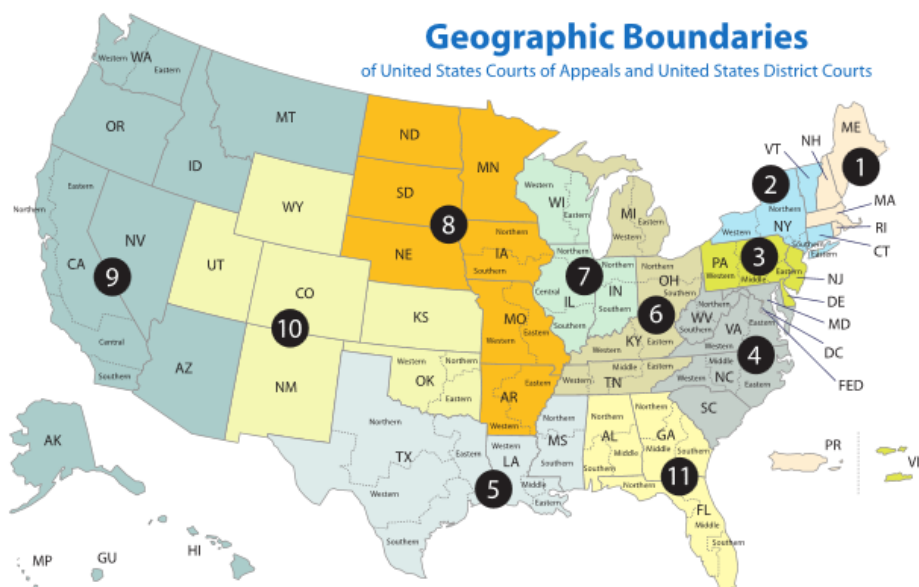
## 1 合衆国憲法と連邦制

## 2 連邦制と司法制度

- ・連邦の司法制度と州の司法制度との並立

## 3 連邦裁判所

- ・合衆国地方裁判所（94）、合衆国控訴裁判所（13）、合衆国最高裁判所（1）
- ・巡回区(circuit)… 第1～11巡回区、コロンビア特別区巡回区、連邦巡回区
- ・裁量上訴(certiorari)、権利上訴(appeal)、意見確認



出典：[https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_courts\\_of\\_appeals](https://en.wikipedia.org/wiki/United_States_courts_of_appeals)

## B 裁判官の意思決定

### 1 法形式主義とリーガル・リアリズム、プロセス法学、イデオロギー批判

### 2 連邦最高裁における訴訟の流れ

- ・事件の受理、口頭弁論、裁判官会議における評議、意見の執筆、判決の言い渡し
- ・サーシオレイライ（裁量上訴）、アマカス・キュリイ（裁判所の友）、ロー・クラーク

### 3 裁判官の司法行動

- ・連邦最高裁の意思決定の3つのモデル

①法的決定モデル…事案を判断する上で、連邦最高裁の裁判官は、既存の先例と関連する

憲法または法律上の規定を注意深く衡量する

②個人的な意見に基づく決定モデル…連邦最高裁の裁判官は、自己の真摯な政策選択に基づいて、自由に事案の判断を下す

③戦略的決定モデル…判決を下すときに、連邦最高裁は、判決を履行しなければならない大統領や意見が一致しない判決を覆すことができる連邦議会の立場を集団として考慮する、個人のレベルでは、連邦最高裁の裁判官は、最高裁の他の同僚を考慮に入れて、戦略的に行動しうる

## C ロバーツ・コート

### 1 裁判官

・2015年度開廷期開始時点におけるロバーツ・コートの裁判官

	指名大統領	在職年数	生年月日	出身LS	裁判官職	出身地	宗教
ロバーツ	ブッシュ (子)	11年目	1/27/55	Harvard	D.C.Cir.	NY	カトリック
スカリーア	レーガン	30年目	3/11/36	Harvard	D.C.Cir.	NJ	カトリック
ケネディ	レーガン	28年目	7/23/36	Harvard	9th Cir.	CA	カトリック
トーマス	ブッシュ (父)	25年目	6/23/48	Yale	D.C.Cir.	GA	カトリック
ギンズバーグ	クリントン	23年目	3/15/33	Harvard/Columbia	D.C.Cir.	NY	ユダヤ
ブライア	クリントン	22年目	8/15/38	Harvard	1st Cir.	CA	ユダヤ
アリート	ブッシュ (子)	10年目	4/1/50	Yale	3d Cir.	NJ	カトリック
ソトマヨール	オバマ	7年目	6/25/54	Yale	D. NY, 2d Cir.	NY	カトリック
ケイガン	オバマ	6年目	4/28/60	Harvard	なし	NY	ユダヤ

### 2 時期区分

2005年度～2006年度 ロバーツ、オコナー、スティーヴンズ、スカリーア、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ、ブライア、アリート (2006/1～)

2006年度～2008年度 ロバーツ、スティーヴンズ、スカリーア、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ、ブライア、アリート

2009年度

ロバーツ、スティーヴンズ、スカリーア、ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、ブライア、アリート、ソトマヨール

2010年度～2015年度途中 (2016年2月)

ロバーツ (保守派)、スカリーア (保守派)、ケネディ (中間派～保守派)、トーマス (保守派)、ギンズバーグ (リベラル派)、ブライア (リベラル派)、アリート (保守派)、ソトマヨール (リベラル派)、ケイガン (リベラル派)

オコナー引退	2005 年度開延期途中～ +アリート
スーター引退	2009 年度開延期～ +ソトマヨール
スティーヴンズ引退	2010 年度開延期～ +ケイガン
スカリーア死亡	2015 年度開延期途中（後任未定）



ロバーツ・コート（第 4 期：2010 年 10 月～2016 年 2 月）（前列左から右）クレアランス・トーマス、アントニン・スカリーア†、ジョン・ロバーツ（長官）、アンソニー・ケネディ、ルース・ベイダー・ギンズバーグ、（後列左から右）ソニア・ソトマヨール、ステイブン・ブライア、サミュエル・アリート、エレナ・ケイガン

出典：[https://en.wikipedia.org/wiki/Supreme\\_Court\\_of\\_the\\_United\\_States](https://en.wikipedia.org/wiki/Supreme_Court_of_the_United_States)

### 3 ロバーツ・コートの保守性

- ・修正 2 条 District of Columbia v. Heller (2008)、政治資金規制 Citizens United v. FEC (2010)、医療保険改革 NFIB v. Seberius (2012)、投票権 Shelby County v. Holder (2013)  
→「我々は、相当に保守的な司法積極主義の時代にある」
- ・保守性の測定の視点…先例の尊重と先例の何らかの操作による明示的な判例変更の回避、連邦制や合衆国議会に対する敬意、一部裁判官の原意主義への傾斜

### 4 スカリーア裁判官の後任問題

時系列

2/13/2016 テキサス州の牧場で死去、司法解剖行われず

2/13/2016 Charles Grassley (R-Iowa) 上院司法委員会委員長、大統領の指名見送りを主張

2/13/2016 Mitch McConnell (R-Kentucky) 上院院内総務、同上

2/19/2016 最高裁に棺安置

- 2/20/2016 葬儀ミサ
- 2/22/2016 死去後初の開廷
- 2/23/2016 共和党司法委員会委員全 11 名、上院院内総務へ承認審議保留の書簡
- 2/24/2016 オバマ大統領、SCOTUSblog に責任を真剣に果たすと寄稿
- 2/25/2016 トーマス、第 5 巡回区巡回区担当裁判官を故スカリーアから引き継ぎ
- 3/16/2016 オバマ大統領、メリック・ガーランド、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所長官を最高裁判所裁判官に指名

#### 憲法問題

- ・大統領選挙の年の（または任期が最終年に達した）大統領は、合衆国最高裁判所裁判官の指名を差し控えるべきか、そのような慣行は存在しているか

#### 5 2016 年大統領選挙の隠された論点

- ・合衆国最高裁判所裁判官指名に関するドナルド・トランプの 11 名の候補者名簿（2016 年 5 月 18 日）、10 名の新候補者名簿（2016 年 9 月 23 日）とその政治的狙い
- Cf. ヒラリー・クリントンの 11 名の（非公式の）候補者名簿（2016 年 7 月 30 日）
- ・保守的判例の先例変更の可能性？

### III ロバーツ・コートの最近の判決—同性婚判決を中心に

#### 1 事実の概要

- ・事案…結婚を一人の男と一人の女との結合と定義するミシガン州、ケンタッキー州、オハイオ州およびテネシー州の各規定の合憲性が争われる
- ・原告…14 名の同性のカップルと、同性のパートナーが最近亡くなった 2 名の男性
- ・被告…問題となっている法律を執行する責任を負っている各州の公務員
- ・原告の主張…結婚する権利または他州で合法的に行われた自分たちの結婚に十分な承認を与えさせる権利を原告に否定することによって、被告が修正 14 条に違反すると主張
- それぞれの州の合衆国地方裁判所に提訴

#### 2 本件訴訟の経緯

- ・各地方裁判所…原告の主張を支持、被告は各判決を合衆国第 6 巡回区控訴裁判所に上訴
- ・同裁判所は事件を併合し、2014 年 11 月 6 日に合衆国地裁の判決を覆す
- 同性婚を許可または州外で行われた同性婚を承認する憲法上の責務を州は何ら負っていないと判示
- ・2015 年 1 月 16 日、合衆国最高裁判所は、事件を併合した上で、(1)修正 14 条は、同性の 2 名の者の間の結婚に許可証を与えることを州に要求するか（「結婚」問題）、(2)修正 14 条は、同性の 2 名の者の間の結婚が州外で合法的に許可証を発給され行われたときに、その

結婚を承認することを州に要求するか（「承認」問題）という 2 つの争点に絞って、裁量上訴を認める

・ 2015 年 4 月 3 日、口頭弁論について、「結婚」問題に 90 分（上訴人の弁護士一人に 30 分、合衆国訟務長官に 15 分、被上訴人の弁護士一人に 45 分）、「承認」問題に 1 時間（上訴人、被上訴人の各弁護士一人に各々 30 分）の配分がなされる

・ 2015 年 4 月 28 日、口頭弁論

### 3 合衆国最高裁判所判決

#### (1) Obergefell v. Hodges (2015)判決

・ 2015 年 6 月 26 日、合衆国最高裁判所は、5 対 4 で、原判決を破棄

・ 判決の構成

ケネディ裁判官が法廷意見を執筆、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガンの各裁判官が同調⇔スカリーア、トーマス両裁判官が同調したロバーツ長官の反対意見、トーマス裁判官が同調したスカリーア裁判官の反対意見、スカリーア裁判官が同調したトーマス裁判官の反対意見、スカリーア、トーマス両裁判官が同調したアリート裁判官の反対意見

#### (2) 判決の内容

・ 合衆国憲法に基づく同性カップルの結婚の権利を初めて承認

→画期的な判決 **but** ケネディ法廷意見の論理は、必ずしも明快なものではない

##### ①結婚の権利と実体的デュー・プロセス

修正 14 条のデュー・プロセス条項から、「自己のアイデンティティを定義し、表明する」権利ないし「個人のアイデンティティと信念を定義する親密な選択」の自由を引き出す  
合衆国最高裁は、「自らが一部であるところの世界と時代によって定義される推定」を行うから、これまで、同性カップルは結婚から排除されてきた **but** 先例は、歴史、伝統および結婚に内在する他の憲法上の自由根拠に根拠づけられる、結婚の権利の「本質的な属性」を認めている

→結婚の権利が先例によって保護されてきた「基本的な理由」を尊重すれば、「同性のカップルは結婚の権利を行使しうる」…第 1 に、結婚に関する個人の選択の権利は、「個人の自律の概念に内在する」こと、第 2 に、結婚の権利は、「献身的な個人にとっての重要性において他のものとは異なる 2 者の結合を支える」が故に基本的であること、第 3 に、結婚の権利は、「子と家族を守り、それ故、子育て、生殖および教育という関連する権利から意味を引き出す」こと、第 4 に、結婚は、「我々の社会秩序の要諦である」ことという「4 つの原則と伝統」

→「結婚が合衆国憲法の下で基本的であるとの理由は、同性のカップルに適用しても等しく効力を持つ」



→同性のカップルを結婚の権利から排除する法律は、結婚の権利の「中心的意味」と矛盾し、合衆国憲法によって禁止された類の劣等の烙印と損害を課す

### ②平等保護条項との関係

同性カップルの結婚の権利は、修正 14 条の平等保護条項からも引き出される

→2つの条項による保護の「相乗効果」

平等保護条項を解釈する上で、新しい洞察と社会全体の理解が、かつて気づかれず、争われなかった我々の最も基本的な制度の中にある不当な不平等を明らかにすることができる

→同性カップルに結婚を否定する法律は「本質的に不平等」であり、同性カップルに対する結婚の権利の否定は「重大かつ継続的な害悪」を働かせ、この無能力をゲイとレズビアンに課すことは、「彼らを尊敬せず、従属させることに仕える」

→平等保護条項は、デュー・プロセス条項と同様に、結婚する基本的権利のこの不当な侵害を禁止する

### ③「承認」問題

承認の禁止は、「実質的かつ継続的な害悪」を同性カップルに課す

→州外で有効に行われた同性婚を承認することを州が拒否することは許されない

### (3) 反対意見の概要

・ロバーツ反対意見…結婚の権利に対する制限の合憲性の問題とその定義の問題とは別である、積極的資格付与が問われていない、複婚を承認する可能性が残されている、等々

Cf. スカリーア反対意見…法廷意見を「フォーチューン・クッキーの神秘的な金言」と酷評

### 4 合衆国最高裁判決と世論との関係

・裁判所と社会変革

→「空しい希望(The Hollow Hope)」論 (ローゼンバーグ(Gerald N. Rosenberg))

・「権利意識」の高揚

おわりに

・「法の支配」(the Rule of Law)と司法の役割

## 資料集

【資料 1】合衆国憲法抜粋（土井真一訳、高橋和之編『新版世界憲法集第二版』（岩波書店、2012 年）による。条文見出しは省略。）

### 第 2 条

第 2 節② ……大統領は、……最高裁判所裁判官……を指名し、上院の助言と承認を得て、任命する。……

### 第 5 条

合衆国議会は、両議院の三分の二が必要と認めるときには、この憲法の修正を発議する。また、全州の三分の二の州の議会から要請があるときには、合衆国議会は、憲法修正を発議する憲法会議を招集しなければならない。いずれの場合においても、全州の四分の三の州の議会または四分の三の州の憲法会議が承認したときに、憲法修正は、いかなる意味においても、この憲法と一体を成すものとして効力を生じる。承認について上記いずれの方法をとるかは、合衆国議会の発議するところによる。……

### 修正 1 条（1791 年成立）

合衆国議会は、国教を樹立する法律もしくは自由な宗教活動を禁止する法律、または言論もしくは出版の自由または人民が平穏に集会し、不平の解消を求めて政府に請願する権利を奪う法律を制定してはならない。

### 修正 2 条（1791 年成立）

よく規律された民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない。

### 修正 9 条（1791 年成立）

この憲法において一定の権利を列挙したことをもって、人民が保有するその他の権利を否定し、または軽視したものと解釈してはならない。

### 修正 10 条（1791 年成立）

この憲法により、合衆国に委任されず、または州が行使することが禁じられていない権限は、各州または人民に留保される。

### 修正第 14 条（1868 年成立）

第 1 節 ……いかなる州も、法の適正な手続によらずに、何人からも、生命、自由または財産を奪ってはならない。また、その管轄権内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。

第5節 合衆国議会は、適切な立法により、本条を執行する権限を有する。

【資料2】小竹聡「憲法と同性婚—ジェンダー法学のすすめ」法学セミナー2016年6月号11～12頁（注は省略）

「□同性婚の可否の問題は、アメリカ合衆国においても、政治的に激しく議論されてきた争点であった。そして、2015年6月26日に、合衆国最高裁判所は、同性カップルに結婚を否定することは合衆国憲法によって保障された自由と平等に反すると判断し、同性カップルに、合衆国憲法上の結婚の権利を承認した。彼の地では、政治の場ではなく司法の場において、この問題に決着をつけたのである。

ところで、アメリカ合衆国では、婚姻に関する規定は州ごとにばらばらであり、同性婚について言えば、本判決の時点で、全米50州のうち、既に36州とコロンビア特別区で同性婚の合法化がなされていた。これは、一体どういうことなのか。アメリカ合衆国は連邦制を採用しているが、連邦は、合衆国憲法によって明示的または黙示的に与えられた権限しか行使することができず、それ以外の統治作用は州が行使するという体制になっている。そして、婚姻に関する権限は、合衆国に委任されず、また、州に対して禁止されていないから、州は、州憲法に反しない限り、婚姻に関する規定の内容を自由に決定することができる。こうして、同性婚が認められていない州に住んでいる市民は、州内で同性婚をすることができず、また、同性婚を容認している他の州で合法的に行われた同性婚を自州で認めてもらえないことが起こりうるのである。今回、合衆国最高裁判所で争われたのは、結婚を一人の男と一人の女の結合と定義する、ミシガン、ケンタッキー、オハイオ、テネシーの各州の規定についてであった。

さて、合衆国最高裁判所—1名の長官と8名の陪席裁判官の計9名の裁判官からなる—は、5対4の多数で、同性婚を認めず、あるいは、他州での同性婚を承認しない州の規定は違憲であるとの判決を下した。細かな点をすべて捨象して言えば、法廷意見は、おおよそ次のような議論を展開した。即ち、先例によって、結婚の権利の「本質的な属性」が認められているが、個人の自律、献身的な個人にとっての重要性、子と家族の保護、社会秩序の要諦という結婚の権利が先例によって保護されてきた「基本的な理由」を尊重すれば、同性カップルは結婚の権利を行使しうるのであり、同性カップルに結婚の権利を否定する法律は、合衆国憲法によって禁止された劣等の烙印と損害を課し、本質的に不平等であると。

この判決—原告の一人の名前を取って、オーバーゲフェル判決と呼ばれている—に対しては、結論の可否の問題とは別に、その論理の点において、色々と問題点が指摘されている。例えば、法廷意見は、当該制定法に対して適用される審査基準についての議論に全く触れていない。法律学においては、何よりも論理をないがしろにすることは許されないから、一般論として言えば、そのような批判に対しては謙虚に耳を傾け、議論を継続してゆかなければならないであろう。しかし、法廷意見の中の次のような一節に接したとき、論理の世界とはまた別の、異なった景色が見えてくることはないだろうか。法廷意見は、述べる。

「これらの事件の……状況を詳述することは、原告たちの主張の切迫さをそれぞれの視点から物語る。オハイオ州の事件の原告である、ジェイムズ・オーバーゲフェル(James Obergefell)は、ジョン・オーサー(John Arthur)と 20 年以上も前に出会った。彼らは恋に落ち、一緒に生活を始め、長く続く、献身的な関係を築いた。しかしながら、2011 年に、オーサーは、筋萎縮性側索硬化症(ALS)と診断された。この身体を衰弱させる病気は、少しずつ進行し、治療法が知られていない。2 年前に、オーバーゲフェルとオーサーは、お互いに深く関わり合おうと決意し、オーサーが亡くなる前に結婚することを決心した。お互いの約束を実現するために、彼らは、オハイオ州から、同性婚が合法とされているメリーランド州に移動した。オーサーは体を動かすことが困難だったので、2 人は、医療用輸送機がボルチモアで滑走路に駐機しているとき、機内で結婚した。その 3 か月後に、オーサーは亡くなった。オハイオ州法は、オーサーの死亡診断書に生存配偶者としてオーバーゲフェルが記載されることを認めていない。州法によって、彼らは、死亡時でさえ他人のままではなければならない、州の課す別離をオーバーゲフェルは『死ぬまで感情を傷つけるものだ』と考えている。……オーバーゲフェルは、オーサーの死亡診断書に生存配偶者として示されるために訴訟を提起した。」「……上訴人たちの物語(The petitioners' stories)は、彼らが合衆国最高裁に提起する争点の切迫さを明らかにする。ジェイムズ・オーバーゲフェルは、オハイオ州が彼とジョン・オーサーとの結婚を永遠に消し去ることができるかどうかを現在問う。……上訴人の事件が適切に提起されているので、合衆国最高裁は、これらの主張に取り組み、これらの問題に答える義務を負う。」

法廷意見はこの文脈の中で読み直される必要がある、と私は思う。端的に言えば、判決が言わんとしていることは、同性婚を憲法上の権利として認めることはオーサーとの「愛情、貞節、献身、犠牲そして家族」の記憶をオーバーゲフェルに取り戻させ、人生の誇りをもたらすことを可能にするということなのではなかろうか。」

【資料 3】小竹聡「アメリカ合衆国憲法と同性婚—Obergefell 判決をめぐって」拓殖大学論集政治・経済・法律研究 18 巻 2 号 76～77 頁 (2016 年) (注は省略)

### 「3 同性婚運動の成果と課題

最後に、本判決と同性婚運動との関係についても一言触れておきたい。アメリカ合衆国における同性婚運動は、2011 年 6 月に、ニュー・ヨーク州において、同性婚を合法化する州法が成立したことにより大きな弾みを得たが、運動が成功するためには、カミング・アウトの高まりによる可視化の推進と、世論に対する訴求力を獲得するための戦略的行動が不可欠の構成要素であったように思われる。即ち、運動の支持者を増やすためには、性的少数派がカミング・アウトすることによって、家族や友人たちの支持を得てゆくことが一つの有効な手段であり、例えば、身内に LGBT がいれば、有力な保守政治家であっても、公的世界で、表立った反対がしにくくなるという実際上の効果を得られることになる。また、同性婚運動を担った運動体は、自覚的に、世論の支持を調達するためのレトリックを

駆使してきたのであり、例えば、「結婚の平等(marriage equality)」というスローガンの使用は、機会の均等を強く希求するアメリカ社会において、運動が求めているのは同性婚という新しい憲法上の権利なのではなく、あくまでも結婚の権利への平等なアクセスにすぎないのだとのメッセージを発信することに大きく寄与することとなった。こうして、近年の同性婚運動は、アメリカ国民の社会的承認を勝ち取ることに成功し、世論調査を見ても、2001年には、35パーセント対57パーセントの差で同性婚に対する反対が多数を占めていたのに対し、2011年を境に賛否が逆転し、2015年の調査では、賛成が55パーセント、反対が39パーセントとなっており、ここにおいて、アメリカ社会は、大きな社会的軋轢を生み出すことなく、比較的冷静に今回の同性婚合法化判決を受け入れることができたように思われる。……」



合衆国最高裁判所の傍聴に並ぶ人たち（2011年6月27日、小竹撮影）





マサチューセッツ州プリマス、メイフラワー号上陸（1621年）地点（2011年9月、小竹撮影、以下同じ。）



マサチューセッツ州ボストン、ボストン虐殺事件（1770年）の現場（2011年9月）



マサチューセッツ州コンコード、コンコードの戦い（1775年）の現場（2011年9月）



ペンシルヴェニア州フィラデルフィア、独立記念館（2012年2月）





独立記念館の内部、独立宣言（1776年）、憲法制定会議（1787年）（2011年6月）



サウス・キャロライナ州チャールストン、ブーン・ホール・プランテーション（2011年12月）





ブーン・ホール・プランテーションの奴隷小屋（2011年12月）



サウス・キャロライナ州チャールストン、旧奴隷市場博物館（2011年12月）





サウス・キャロライナ州チャールストン、サムター要塞、南北戦争開戦地（1861年）（2011年12月）



ヴァージニア州リッチモンド、「南部のホワイトハウス」（南部連合大統領官邸）（2012年3月）



ペンシルヴェニア州ゲティスバーグ、ゲティスバーグの戦い（1863 年）戦場（2012 年 3 月）



ゲティスバーグ国立戦没者墓地（2012 年 3 月）





ゲティスバーグ国立戦没者墓地（2012年3月）



ニューヨーク州ニューヨーク、ストーンウォールの反乱（1969年）の現場（2011年12月）





ペンシルヴェニア州フィラデルフィア、ゲイ・パレード (2011年6月)



カリフォルニア州サン・フランシスコ、カストロ通り (2015年12月)